（受渡有価証券記番号帳）

第百六十五条　第百五十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳には、一切の受渡有価証券（受渡しを行った法第二条第一項各号に掲げる証券若しくは証書、電子記録移転権利又は令第一条の十二第二号に規定する権利をいい、第百五十七条第一項第十一号の保護預り有価証券明細簿に記載したもの、受渡し時点において記号又は番号が特定できない外国有価証券、登録国債及び社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものを除く。）について次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　銘柄、数量、券面額、記号、番号その他の当該証券若しくは証書、電子記録移転権利又は権利を特定するために必要な事項

［四～六　略］

２　［略］

（保護預り有価証券等明細簿）

第百六十六条　第百五十七条第一項第十一号の保護預り有価証券等明細簿には、法第二条第八項第十六号に掲げる行為として顧客から預託を受けた同条第一項各号に掲げる証券若しくは証書又は電子記録移転権利（商品関連業務を行う場合にあっては、同条第八項第十六号に掲げる行為として顧客から預託を受けた商品又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書を含む。）及び令第一条の十二第二号に掲げる行為として顧客から預託を受けた同号に規定する権利について次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　銘柄、数量、券面額、記号、番号その他の当該証券若しくは証書、電子記録移転権利又は権利を特定するために必要な事項

［四～七　略］

２　［略］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十二号までに掲げる事項

ホ　［略］

［二～五　略］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　法第四十七条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　第二種金融商品取引業を行う者であるときは、次に掲げる帳簿書類

イ　第百五十七条第一項第三号から第十二号までに掲げる帳簿書類

ロ　［略］

［三～五　略］

［２～４　略］

（受渡有価証券記番号帳）

第百六十五条　第百五十七条第一項第十号の受渡有価証券記番号帳には、一切の受渡有価証券（受渡しを行った法第二条第一項各号に掲げる証券又は証書をいい、第百五十七条第一項第十一号の保護預り有価証券明細簿に記載したもの、受渡し時点において記号又は番号が特定できない外国有価証券、登録国債及び社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものを除く。）について次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

三　銘柄、数量、券面額、記号、番号その他の当該証券又は証書を特定するために必要な事項

［四～六　同上］

２　［同上］

（保護預り有価証券等明細簿）

第百六十六条　第百五十七条第一項第十一号の保護預り有価証券等明細簿には、法第二条第八項第十六号に掲げる行為として顧客から預託を受けた同条第一項各号に掲げる証券又は証書（商品関連業務を行う場合にあっては、同条第八項第十六号に掲げる行為として顧客から預託を受けた商品又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書を含む。）について次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

三　銘柄、数量、券面額、記号、番号その他の当該証券又は証書を特定するために必要な事項

［四～七　同上］

２　［同上］

（説明書類の記載事項）

第百七十四条　［同上］

一　［同上］

ニ　法第二十九条の二第一項第三号から第十号までに掲げる事項

ホ　［同上］

［二～五　同上］

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　第百五十七条第一項第三号から第九号までに掲げる帳簿書類

ロ　［同上］

［三～五　同上］

［２～４　同上］